

第7章 栄養教諭の免許状

第1節 大学における養成により栄養教諭の免許状の授与を受ける方法

大学における養成により栄養教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第30表の基礎資格と単位の修得により、栄養教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第30表（免許法別表第2の2関係）

免 許 状 の 種 類			専修免許状	一種免許状	二種免許状		
基 礎 資 格			修士 ＋ 管理栄養士免許 ※ 1	学士 ＋ 管理栄養士免許 又は 学士 ＋ 管理栄養士養成 課程修了 ＋ 栄養士免許 ※ 2	短期大学士 ＋ 栄養士免許 ※ 3		
施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目		日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」 又は「情報機器の操作」 各 2 単位 ※ 4	8	8	8		
栄 養 に 係 る 教 育 及 び 教 職	科 目		最 低 修 得 単 位 数				
	第 二 欄 ※ 5	栄養に係る 教育に関する 科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項		4	4	2
			幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項				
			食生活に関する歴史的及び文化的事項				
			食に関する指導の方法に関する事項				
	第 三 欄 ※ 6	教育の基礎 的理解に関 する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		8	8	5
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校 運営への対応を含む。）				
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校 と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）				
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対 する理解 ※ 7				
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マ ネジメントを含む。）				
	第 四 欄 ※ 6	道徳、総合 的な学習の 時間等の指 導法及び生 徒指導、教 育相談等 に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間 並びに特別活動に関する内容		6	6	3
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含 む。）				
			生徒指導の理論及び方法				
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含 む。）の理論及び方法				
	第 五 欄 ※ 6	教育実践に 関する科目	養護実習（事前及び事後の指導の 1 単位を含む。）		2	2	2
			教職実践演習		2	2	2
	第 六 欄	大学が独自 に設定する 科目 ※ 8			2 4		
合 計			4 6	2 2	1 4		

2 基礎資格について

専修免許状	修士の学位を有すること（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）及び栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	※1
一種免許状	学士の学位を有すること（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合又は栄養教諭の指定教員養成機関に4年以上在学し、124単位以上を修得し卒業した場合を含む。）、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	※2
二種免許状	短期大学士の学位を有すること（大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。）及び栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	※3

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

- ア 栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位は、栄養教諭の免許状の認定課程を有する大学において修得しなければならない。（免許法別表第1備考5号）
- イ 施行規則第66条の6に定める科目の単位は、教員免許の認定課程を有しない大学においても修得することができる。 ※4

(2) 栄養に係る教育及び教職に関する科目

- ア 第二欄の「栄養に係る教育」の単位の修得方法は、科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得するものとする。 ※5
- イ 第三欄から第五欄の単位は、各科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得するものとする。 ※6
- ウ 第三欄の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位については、1単位以上を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第3号） ※7

(3) 大学が独自に設定する科目

- 専修免許状に係る単位数のうち、一種免許状に係る単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。（免許法別表第1備考第7号）
- 専修免許状の授与を受ける場合は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。（施行規則第10条の表備考第2号） ※8

(4) 単位の流用

- 次表左欄の科目の単位は、同右欄の単位数を限度に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭及び養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をあてることができる。（施行規則第9条の表備考第4号及び第5号）

		幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位	養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	6単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）	6単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2単位	8単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）

第2節 教育職員検定により上級の栄養教諭の免許状の授与を受ける方法

栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第31表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ栄養教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受けることができます。

1 第31表（免許法別表第6の2関係）

免 許 状 の 種 類			専修免許状	一種免許状							備考 ※ 6
基 礎 免 許 状			一種免許状	二種免許状							
基礎免許状を取得後、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は 栄養教諭として良好な成績で勤務した在職年数			3 年	3 年	4	5	6	7	8	9	1 年未満
科 目	左 項 の 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項		最 低 修 得 単 位 数								
管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目	社会・環境と健康		3 以上の科目について修得 ※ 1	32	27	23	18	15	10	5	
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち										
	食べ物と健康										
	基礎栄養学										
	応用栄養学										
	栄養教育論										
	臨床栄養学										
	公衆栄養学										
	給食経営管理論										
	総合演習										
臨地実習		※ 1									
栄養に係る教育	科 目	左項の科目に含めることが必要な事項	最 低 修 得 単 位 数								
	第 二 欄 栄養に係る教育に関する科目 ※ 2	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項		2	2	2	2	2	2	2	2
		幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項									
		食生活に関する歴史的及び文化的事項									
		食に関する指導の方法に関する事項									
	第 三 欄 教育の基礎的理解に関する科目 ※ 3	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		2	2	2	2	1	1	1	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）									
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）									
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程									
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解									
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）									
	第 四 欄 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※ 3	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容		4	4	3	3	2	2	2	4
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）									
		生徒指導の理論及び方法									
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法									
	第 五 欄 教育実践に関する科目 ※ 3	教職実践演習									
	小 計			6	6	5	5	3	3	3	6
	第 六 欄 大学が独自に設定する科目 ※ 4 ※ 5		1 5								
最低修得単位数（基礎免許状を取得後、修得することを必要とする単位）			1 5	40	35	30	25	20	15	10	8

2 一種免許状取得の努力義務について

免許法第9条の2は、「その有する相当の免許状が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。」と規定し、一種免許状取得の努力義務を課している。

3 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭として良好な成績で勤務した年数とする。

ただし、次に掲げる期間は、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭としての在職年数に含めることができない。
(施行規則第70条)

- (1) 休職の期間
- (2) 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）
- (3) 非常勤講師として勤務した期間

4 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。
(免許法別表第3備考第6号)

- ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
- イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
- ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目

管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目の単位の修得方法は、3以上の科目について修得するものとする。 ※1

(3) 栄養に係る教育及び教職に関する科目

ア 第二欄の「栄養に係る教育」の単位の修得方法は、科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得するものとする。 ※2

イ 第三欄、第四欄に関する科目の単位の修得方法は、1以上の事項を含み修得するものとする。 ※3

(4) 大学が独自に設定する科目

専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。 (免許法別表第3備考第4号) ※4

専修免許状の授与を受ける場合は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。 (施行規則第10条の表備考第5号) ※5

5 備考の適用者について

一種免許状を受けようとする者が、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けている場合においては、一種免許状の項に定める最低在職年数に満たない在職期間（1年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、最低修得単位数を「8」と読み替えるものとする。 (免許法別表第6の2備考)

免許法別表第6の2備考の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目2単位以上及び第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目6単位以上を修得するものとする。 (施行規則第17条の2第2項) ※6

第3節 学校給食栄養管理者が教育職員検定により栄養教諭の免許状の授与を受ける方法

学校給食栄養管理者その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員（栄養教諭以外の者に限る。）は、第32表の定めるところにより教育職員検定に合格すると、栄養教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第32表（免許法附則第17項関係）

免 許 状 の 種 類			一 種 免 許 状		二 種 免 許 状	
			備考第2号（教諭又は養護教諭の普通免許状を有するとき） ※6	備考第2号（教諭又は養護教諭の普通免許状を有するとき） ※6		
基 礎 資 格			管理栄養士免許 又は 管理栄養士養成課程修了 ＋ 栄養士免許 ※1		栄養士免許 ※2	
基礎資格を取得後、学校給食法第7条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として良好な成績で勤務した在職年数			3 年	1年未満	3 年	1年未満
栄養に係る教育	左 項 の 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項		最 低 修 得 単 位 数			
	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ※3					
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ※3					
	食生活に関する歴史的及び文化的事項 ※3					
	食に関する指導の方法に関する事項 ※3					
栄養に係る教育及び教職	科 目	左 項 の 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項	最 低 修 得 単 位 数			
	第 三 欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1	8	1	6
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
	第 四 欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容	1		1	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）				
		生徒指導の理論及び方法				
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
	第 五 欄 教育実践に関する科目	教育実践に関する科目 ※5	1 ※4		1 ※4	
合 計			10	2	8	2

2 基礎資格について

一種免許状	栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。
二種免許状	栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。

※1

※2

3 在職年数の算定について

在職年数は、基礎資格を取得後、学校給食栄養管理者（学校給食法第7条に規定する職員）その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として良好な成績で勤務した年数とする。

ただし、次に掲げる期間は、学校給食栄養管理者その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員としての在職年数に含めることができない。（施行規則第70条）

- (1) 休職の期間
- (2) 引き続き90日以上の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

4 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎資格を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。（免許法附則第17項備考第1号）

- ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
- イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
- ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 栄養に係る教育及び教職に関する科目

ア 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得するものとする。 ※3

イ 第三欄から第五欄の単位は、欄ごとの科目についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。 ※4
（施行規則附則第6項の表備考3号）

ウ 栄養教育実習の単位は、免許法第3条の2に規定する非常勤の講師（いわゆる特別非常勤講師）として1年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第三欄、第四欄若しくは第五欄（栄養教育実習を除く。）の科目の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則附則第6項の表備考4号） ※5

5 備考第2号の適用者について

栄養教諭の免許状を受けようとする者が、この法律の規定により教諭又は養護教諭の普通免許状を有するときは、第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（1年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、最低修得単位数を「2」と読み替えるものとする。（免許法附則第18項の表備考第2号）

備考2号適用者の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目について2単位以上を修得するものとする。 ※6
（施行規則附則第6項の表備考第5号）